

令和4年度の事業計画書

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

NPO 法人国東半島おいしいものづくり倶楽部

1 事業実施の方針

国内の新型コロナウイルス感染症拡大から2年が経過し、社会経済の構造は大きく変貌しています。ワクチン開発や接種は進んでいますが、ウイルス変異株の発生もあり、世界的にコロナ禍終息の見通しが立たない状況です。また、2月24日のロシアのウクライナ侵攻で世界情勢が混沌とし、農業・農村を取り巻く環境が一層厳しくなると予想されます。

このような状況であることから、本倶楽部は、「いのち」を育む食をつくりだす農業を踏まえ、しっかり足が地に付いた農山村地域振興の活動を基本に、国東半島地域を中心に生産される農林産物等のブランド化、消費地と生産地との相互理解と地域の人材育成をはかるため、首都圏での消費宣伝活動及び消費地の少年スポーツクラブ活動や自治会行事において地域の紹介を行いながら活動人材を増やしていく取り組みの継続を図っていきます。

また、国東半島宇佐地域世界農業遺産などの地域資源を最大限活かし、活動に理解してくれる仲間を増やし、地域の活性化にも貢献します。

なお、本年度は本倶楽部設立から3年目であることから、次年度以降の活動についてどうあるべきか、どうすべきか倶楽部存続も含め検討します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
農林産物等のブランド化事業	首都圏での農林産物評価とPR活動によるブランド化	令和4年12月 首都圏玉川田園調布 10人	国東半島地域 20人 消費地 100人	1,303
人材育成事業	世田谷区奥沢・玉川田園調布自治会での生産地PR	令和4年10月 玉川田園調布・奥沢 2人	奥沢・玉川田園 調布 10人	40
消費地と生産地との交流事業	首都圏地域少年スポーツクラブとの地域間交流	令和4年11月 首都圏玉川田園調布 10人	国見町・玉川田 園調布 100人	200

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。